

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、取引先サプライチェーンや価値創造を図る事業者との連携及び共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目を重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超越した連携を図り、取引先との共存共栄の構築を目指します。また、災害時等の事業継続を踏まえ、BCP（事業継続計画）策定の支援も進めます。

#### （個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、新規事業創出等）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る支援、生産工程等の脱炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請をおこないません。取引価格の決定にあたっては、下請事業者から協議申入れがあった場合には応じ、労務費上昇分の影響を考慮する等、下請事業者の適正な利益を含むよう協議します。取引価格の決定を含め契約にあたっては、親事業者は契約条件の書面等による明示及び交付をおこないます。

#### ②知的財産、ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書に基づいて取引をおこない、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡等は求めません。

#### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担としない。また、支払サイトは 60 日以内とするよう努めます。

#### ④働き改革等に伴うしづ寄せ

下請事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更等による負担を伴わないよう配慮します。また、災害時等において、下請事業者に取引上一方的な負担にならないよう配慮します。併せて、事業再開時等には、可能な限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

取引先との長期的な信頼関係の構築を図れるよう、定期的に意思確認をおこない取引改善に取り組みます。

2023 年 7 月 24 日

有限会社本田製作所 代表取締役 本田 泰規